



四国税理士会報

第420号

2021.2.10

●発行所／四国税理士会
高松市番町2-7-12
電話 087(823)2515(代)

●発行人／清田 明弘
●編集人／松岡 真澄美
●ホームページ／<https://www.shikoku-zei.or.jp>



春の訪れ

撮影者 長尾支部 豊永 欣二

主な記事

高松国税局との実務者会議
部・委員会だより～紛議調停委員会～





テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

新型コロナウイルスの影響により、日常の生活が大きく変わり、働き方の見直しを行っている企業も少なくありません。以前は大企業で進んでいたテレワークが一部中小企業にも広がり始めています。Zoom等の導入はもとより、VDI（デスクトップの仮想化）やリモートデスクトップの導入を検討している企業も増えています。国の後押しとなる支援もありますので、これを機に業務のデジタル化（テレワーク等）を検討してみてはどうでしょうか。

テレワーク等の促進に対する中小企業経営強化税制も国の後押しの1つです。中小企業経営強化税制について、特定経営力向上設備の対象に、業務のデジタル化（テレワーク等）を促進するために『遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする投資計画に記載された設備』が加えられました。

中小企業経営強化税制とは、中小企業等経営力強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）が選択適用できるものです。

これまで、生産性向上設備（A類型）、収益力強化設備（B類型）が対象になっておりましたが、新たにデジタル化設備（C類型）が対象に加わりました。

デジタル化設備とは、下記のいずれかに該当する投資計画を達成するために必要不可欠な設備です。

遠隔操作

1. デジタル技術を用いて、遠隔操作すること
2. 以下のいずれかを目的とすること
 - A) 事業を非対面で行うことができるようになること
 - B) 事業に従事する者が、通常行っている業務を通常出勤している場所以外の場所で行うことができるようになること

可視化

1. データの集約・分析を、デジタル技術を用いて行うこと
2. 1. のデータが、現在行っている事業や事業プロセスに関係するものであること
3. 1. により事業プロセスに関する最新の状況を把握し、経営資源等の最適化（※）を行うことができるようになること

自動制御化

1. デジタル技術を用いて、状況に応じて自動的に指令を行うことができるようになること
2. 1. の指令が、現在行っている事業プロセスに関する経営資源等を最適化するためのものであること

※「経営資源等の最適化」とは、「設備、技術、個人の有する知識及び技能等を含む事業活動に活用される資源等の最適な配分等」をいいます。

(出典：中小企業庁 HP <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2020/200501kyoka.html>)

お国自慢

愛媛

安達 三郎（宇和島支部）

宇和島市 愛宕公園



の公園がある愛宕山の麓には神社やお寺がいくつかあり、我が家家の墓掃除や墓参りに行った帰りに登る事が多い。小さい頃はカブトムシやクワガタの捕獲目的でしか行ってなかつたが、今は多少神聖な心で登っている気がする。

山頂までの中腹には「しばらくは 花の上なる 月夜かな」と詠まれた芭蕉の句碑もあり、春には山全体がピンクに染まる桜の名所でもある。また山頂にはユースホステルもあり、自称「日本一到達しにくい宿」らしい。

小さいながらも展望台があり市内を一望でき、宇和島城も同じ高さくらいの所に見る事ができる。2020年は、私達税理士にとっても新型コロナウイルスに翻弄された年であった。各種給付金・助成金の申請サポート、納税猶予の

宇和島市は「海」のイメージが強いかもしれないが、「東の山から日が昇り、西の海へと日は沈む。」といった感じで、山に囲まれた地域もある。産業も、海では魚類や真珠の養殖が盛んであり、山ではみかんの栽培が有名である。ちなみに海と山どちらが好きかというと、私は山派である。

私の自宅からも、數十分歩いただけで市内を一望できるスポットがいくつかある。宇和島城がある城山も近所なので運動不足解消のため時々行くが、この「愛宕公園」に行くのもいい運動になる。こ



申請、コロナ資金融資のサポート、固定資産税の減免手続きなどなど。

ただこの展望台から望む景色はいつもと変わらず、空気も非常に澄んでおり、コロナウイルスが世界に蔓延しているとは到底思えない。しかし現実は、まだまだこれからも厳しい状況が続くのかもしれない。私達も税理士として出来る最大限のサポートをしていかなければならぬ。行き詰まりそうになつたら、またこの愛宕公園からの景色を望みに来よう。運動不足解消も兼ねて・・・。





治療中

高畠 正和
(丸亀)

私事で大変恐縮ですが、私は昨年、令和2年で還暦を迎えました。年齢を重ねるにつれて今まで罹ったことのない病気に襲われております。昨年の暮れにヘルペス帶状発疹が発症、今年は椎間板ヘルニアと2年続いてヘル〇〇にやられています。

ヘルペスにつきましては、右耳の裏側付け根のあたりに突き刺すような痛みがあり、それが小刻みに続きますので何だろうかとかかりつけの耳鼻科に行きました。すると、医師から皮膚科に行けと指示され、紹介された皮膚科では右耳に発疹があるからと軟膏を渡さ

れました。が、軟膏を塗っても痛みは治まらず反対に激しくなってきました。そのため、別の耳鼻科に行き、ヘルペスと診断され痛みが治まった次第です（先程の医院へは二度と行くかと固く心に誓ったのは言うまでもありません）。また、ヘルペスは顔面神経麻痺になるといわれ、確かに顔の左側が麻痺し、口は閉じれんわ、瞼は垂れ下がるわ、頬は腫れるわなどと大変な目に遭いましたが、何とか治り、元の端正な顔立ちに戻った次第です。

ヘルニアにつきましては、いわゆる「ギックリ腰」ですが、ある時腰に違和感があり、それ以来体を横にするときや立ち上がる時に背中に痛みがあり、歯科医院の椅子が倒れた時すら痛みが出ました。人間ドックの折に呻き声を出すと、「整形外科に行け」と言われ、混んでいそうな病院を調べ、晴れて椎間板ヘルニアと診断された次第です。私は五十肩になり半年ぐらいで治った経験がありますので、ヘルニアも治らないかなと楽観視していましたが、リハビリに通いますとなかなか厳しいものだと痛感しております。現在治療中です。

年を取った愚痴が続きましたが、先日60歳以上のインフルエンザ予防注射補助金の通知がありました。年を取っていいこともあるなと喜んでいます。コロナもそうですがウイルス対策には皆様十分お気を付けください。

会員相談室のご案内

各県の会員相談室をお気軽に、是非ご利用ください。2月（会報発行日以降）～4月の相談日等は下記のとおりです。

県	場所	相談日時	科 目	担当者
香 川	税理士会館2F	2/18（木）・4/8（木）	13時～17時	法人税 消費税 所得税
		3/11（木）		資産税
愛 媛	愛媛県税理士会館	4/2（金）	13時～16時30分	法人税 消費税 所得税
		2/19（金）・3/5（金）・4/16（金）		資産税
		3/19（金）・4/2（金）		未定
徳 島	県連事務局	2/12（金）・2/19（金） 3/5（金）・3/26（金）	13時～16時	須藤 茂俊
高 知	県連事務局	4/7（水）	13時～16時	長沢 健次
		2/17（水）・3/17（水）・4/21（水）		門田 克也

※ 相談日等は変更となる場合がありますので、詳細は各県の事務局までお問い合わせください。

※ 上記相談日以外のご相談は、日本税務研究センターの会員相談室をご利用ください。

（受付時間・平日 10:00～11:30、13:00～15:30 TEL 03-3492-6016）

支部だより

高知支部



税を考える週間行事を実施

去る令和2年11月7日と8日、ウイズコロナ時代最初の「税を考える週間」に先立つ今回の無料相談会は、舞台をショッピングセンター（イオンモール高知）から新図書館等複合施設（オーテピア）に移しての開催となった。開催直前まで降っていた雨も絶妙のタイミングで上がり、幸先の良いスタートであった。

しかし、舞台を彩る「税に関する作品」の制作作者であり、わが国の未来を担う子供たちを会場に迎え、華やかな表彰式をもって祝福する機会さえも奪うコロナ禍ゆえか、終日、ほとんどと言ってよいほど人の気配を感じさせない静寂が会場を支配する結果となった。コロナ禍前に受賞に賑わい、また、作品を通して団らんが弾むあの雰囲気を懐かしまずにはいられない。

相談件数は、相談内容を全税目とした初日が相続税と所得税を中心に3件、成年後見等とした2日目が2件であった。

昨年の合計相談件数は13件で、その半分に

も満たない結果となった今回は、新型コロナウイルスの影響もさることながら、会場が4階（昨年は2階）であったことも、利用者の足を遠のかせる心理的な負担として少なからず影響を与えたのでは、と思料する。



事務局からのお知らせ（お詫び）

1月21日付でお送りした支払調書のうち、令和2年分の記帳指導に関するものについて、次のとおり「支払金額」の誤りがありましたので、1月25日付けで差替分を送付いたしました。対象の先生方には大変ご迷惑をお掛けして申し訳ございません。改めてお詫び申し上げます。

【差替の内容】 支払金額を「税抜」から「税込」の金額に修正いたしました。

【原因】 支払調書用CSVファイルを作成する際の対象列の転記誤りによるものです。

今後このようなことがないよう、経理事務の見直しを図ってまいりますので、ご容赦いただきますようお願いいたします。

(四国税理士会事務局)